

中川事務所新聞

第76号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【返済猶予法案】

中小企業者等金融円滑化臨時措置法案が国会に提出されました。概要は以下のとおりです。
○金融機関は条件変更等の申込みにできる限り対応すること（努力義務）。
○金融機関に実施状況報告を義務付け、これを公表する。
○返済猶予が不良債権にならないよう金融検査マニュアルを改訂する。
○2011年3月末までの措置とする。

この制度を利用することによっ



てどれほどの影響があるのかは未知数です。ただ、現状でも既存制度を利用して同様の効果を得ることは不可能ではありません。経営者には冷静沈着な判断が求められるところです。

【前年対比の罨】

リーマンショックから1年以上が経ちました。ここから先は、数値上では前年対比がプラスに転じるころも出てくるでしょう。しかし、これはあくまでも数値上のことで、実態が良くなるとは考えられません。

ここで何が困るかという、セーフティ保証に代表されるような経済・景気対策の適用要件です。多くは前年対比で減少が要件になっているので、これからは実態と乖離する可能性があ

ります。国からも何らかの対応策が示されるはずですが、少なくとも自社の数値管理はしっかり行って、柔軟に対応できる体制を整えておきましょう。

【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・年末年始休暇

★新年1月号は休刊です。★



知ってお得！？法律雑学

Q.ある会社の営業所から新規受注しましたが、契約書の押印は営業所長の個人印でした。これでも大丈夫でしょうか？

A. 営業所長の肩書き付き印鑑ならOKです。

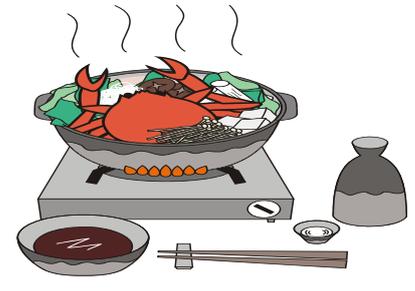
会社間の契約には必ず代表者印（実印）が必要というわけではありません。会社として契約を結ぶ権限を持つのは、

代表取締役などの代表権を持つ者ですが、実務的には支配人（支店長や営業所長など）が会社の代理人として契約を結ぶ権限を持っています。

従って、営業所長の肩書き付きの印であれば、会社との間に契約が成立したことを証明できます。

なお、肩書きの無い単なる

個人の認印の場合、相手の会社が知らないと言い出したら、反論する余地が狭められるので危険です。



経営談義

【不採算事業のカット】

政府による事業仕分けでは、数多くの税金の無駄遣いが発見されました。この手法を事業経営でも活かさないものでしょうか？

一般的に不採算事業のカットとは、売上先を無くすという意味でもあります。売上先がなくなっても、それ以上に関連する出費を抑えられれば、そのカットは有効ということになります。ここで、その出費の性格を考えなければなりません。変動費の場合は、売上に比例的に減少するので、



採算という面ではほとんど影響はありません。一方、固定費を削減できれば、採算は改善することになります。要するに、不採算事業のカットでは、固定費の削減まで踏み込めるかどうかポイントになります。

さて、不採算事業のカットといえば主体的な行動になりますが、逆のパターンでこちらが切られるということもあります。現実には売上の減少が先に起こるこのパターンの方が多いと思われます。この場合も採算面で考えることは同じで、固定費の削減が最重要ポイントになります。なんとなく流れに身を任せるという姿勢ではなく、積極的にこちらから動かなければ、昨今

の売上の猛烈な減少には対応しきれません。業績下降期には、心理的な抵抗から厳しい対応を後回しにしがちになりますが、経営者の本来の仕事とは何かを考え、その実行を迫られるという正に経営者の「腕」が試されるところです。

なお、売上減少で利益が増える（減収増益）の具体的なパターンは、各社の構造によって違いがあり、何よりも縮小均衡との戦いでもあります。会社の状況を数値で把握するという基本的な姿勢は崩さないようにしましょう。



長女の高校受験で学校から知らされる各種情報に関して、非常に違和感を感じます。担任の先生によって対応力に明らかな差があり、なおかつ妙な情報操作でこちらが知りたいことを知ることができません。明確な目標を示すことができない学校というの、正に今の世相を反映しているようです。

生まれて初めて結婚式でスピーチをしました。しかも主賓の挨拶です。仕事柄人前で話すことに抵抗は感じませんが、独特の雰囲気です。少々緊張しました。

あじわ

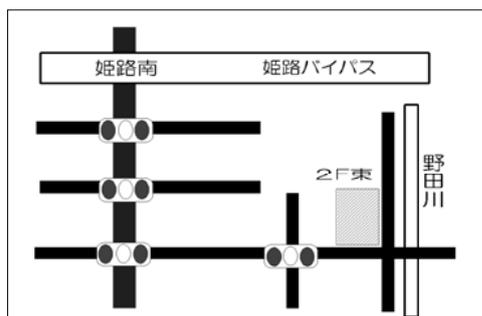
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp